

## 福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、自立・分散型の再生可能エネルギーシステム（以下「再エネ設備等」という。）を導入し、これらが創出するエネルギーを県内事業所や地域で有効活用することにより、自家消費型再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進するため、再エネ設備等の導入を検討する上で必要となる、調査を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び福島県特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号。以下「交付規則」という。）並びに、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自立・分散型の再生可能エネルギーシステム（再エネ設備等）

自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備をいう。

二 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

自家消費を目的として、対象設備において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及びこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として、永続的に利用することができるものと認められるもの等を電気に変換する設備を指す。

三 自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備

自家消費を目的として、対象施設において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等（廃熱等の未利用熱を除く。））を利用する設備を指す。

四 バイオマス

本事業における「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を指す。

五 水素エネルギー供給設備

実質的に再生可能エネルギー由来の電気等で水を分解して水素を製造、貯蔵し、それを燃料として燃料電池で電気と熱（温水を含み、システム内利用も可。）を供給する設備を指す。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業は、別表1に掲げるいずれか、またはすべての事項に

ついて調査する事業とし、当該事業により得られた成果については、補助事業者が実施する再エネ設備等の導入に向けた検討に活用するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、県内市町村及び次に掲げる者とする。

- 一 民間企業
  - 二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - 三 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- 2 次の各号の要件を満たすこと。
- 一 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
  - 二 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
  - 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
  - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 五 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業でないこと。
  - 六 関係法令等に違反していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の補助対象経費及び補助金の額は別表2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業実施計画書（様式第1 別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1 別紙2）
- 三 申請者構想等説明書（様式第2）
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本（コピー可）4部とする。

4 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の

規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書又は第9条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない)。
- 5 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、補助対象経費が20%以内の減額であるものとする。

- 2 県は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 補助事業者は、事業に遅延が生じた場合は、直ちに県に報告(様式第7)を行うとともに、県から指示のあった場合、事業の遂行状況について報告(様式第8)を行わなければならない。
- 4 県は、前項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、公募要領(以下「法令等」という。)、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 5 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。
  - 一 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第9による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

## 二 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

### （変更の承認）

第9条 規則第6条第1項第1号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金変更承認申請書（様式第5）又は中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出しなければならない。

### （申請を取り下げることができる期限）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

### （実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金完了実績報告書（様式第11）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書（様式第11 別紙1）
- 二 収支決算書（様式第11 別紙2）
- 三 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

### （補助金の交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条第2項の通知を受け、補助金の交付を受けようとする場合は、福島県自家消費型カーボンニュートラル調査事業補助金交付請求書（様式第13）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、県から指示のあった場合、速やかに報告(様式第14)を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

調査事項
<p>1 対象施設における再生可能エネルギーの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再エネ設備等の導入状況把握</li> <li>(2) 再エネ設備等の追加ポテンシャル検討</li> </ul>
<p>2 市町村内の特定地域におけるエネルギー需要（消費）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等におけるエネルギー利用及び設備状況の把握</li> <li>(2) その他需要家（企業や家庭を含む）の状況調査</li> </ul>
<p>3 自立・分散型エネルギーシステムの事業モデル検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 候補地域、想定する再エネ設備等及び需要家の選定</li> <li>(2) エネルギー管理システムの在り方検討</li> <li>(3) 需要家の意向把握</li> <li>(4) 事業規模及び実施体制の検討</li> <li>(5) 実現に向け、更なる検討が必要となる課題等の整理</li> </ul>
<p>4 上記の外、自立・分散型エネルギーシステムの検討に資すると期待できる事項</p>

別表2 (第5条関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容	補助金の額
業務費	業務費	諸謝金	事業を行うために直接必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。	補助率 2/3  上限3,000 千円
		旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。	
		印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。	
		通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。	
		手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙(許可申請に添付するもの)等をいう。ただし金融機関に対する振込手数料の計上は不可とする。	
		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費をいう。	
		使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な機器、設備の借用、会議に係る会場使用料等(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。	
		消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。	
		その他必要な経費	知事が承認した経費をいう。	

※ 食糧費、人件費(社会保険料、給与・職員手当等)は補助対象外